

京都市告示第558号

地方自治法第百七十二条第四項の規定に基づき、令和7年12月11日付けで会計管理者から次の出納員に、口座振替又は口座振込の方法により出納員の名義の預金口座又は貯金口座へ払い込まれる徴収金の収納に関する事務を委任しました。

令和7年12月17日

京都市長 松井孝治

委任された出納員の職名と出納員が口座により収納する歳入の種類

出納員の職名	口座により収納する歳入の種類
子ども若者はぐくみ局	
幼保総合支援室	保育所保育料
幼保企画課長	

(会計室)